

監指 第 1 6 8 号
平成21年 8月18日

各 社 会 福 祉 法 人 代 表 者 様

松江市健康福祉部長 柳原 知朗
(監 査 指 導 課)



社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営の確保について
(通知)

この度、浜田市内の居宅介護支援事業所において、運営基準違反や介護報酬の不正請求など極めて不適正な運営が行われていたことが判明しました。

ついては、このような事案が再び発生しないよう、下記の事項に留意し、社会福祉法人、社会福祉施設等の一層適正な業務管理体制の確立に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 法令等の遵守について

社会福祉法人、社会福祉施設等の運営は、法令・通知、定款及び諸規程に基づき行われるべきものであるので、改めて法令等の遵守の徹底を図ること。

2 業務の管理・監督体制の確保について

今般の事案をみると、事業所において、職員の業務を管理監督すべき者（以下、「管理監督者」という。）が十分にその職責を果たしていない状況が見受けられた。

各施設・事業所における管理・監督体制については、次の事項について点検し、法人の責任において確立すること。

- (1) 管理監督者は、施設、事業所の業務について、どのような方法で把握し、部下を指導しているか。また、その方法に不十分な点はないか。
- (2) 管理監督者には、(1)の業務を行うために必要な権限が与えられているか。また、管理監督者の業務量は適正か。
- (3) 管理監督者の業務は、だれが監督しているか。その方法は定められているか。
- (4) 管理監督者自らが、サービス等の業務に従事する場合、その業務内容はだれが監督しているか。

3 監事の監査について

監事が行う監査は、会計・資産の状況だけでなく法人の運営全般に及ぶものであり、法令遵守の状況や業務の管理・監督体制についても確認する必要があるため、法人は、監事が適切に監査を行い、その結果について理事会、評議員会に意見を述べられるよう、その体制の整備に努めること。

また、法令遵守や管理・監督体制について、適切な監査ができるよう、監事を研修に参加させるなどして資質の向上に努めること。

なお、監査にあたっては、次の事項に留意し、実施すること。

- (1) 法令遵守は、どのように徹底されているか。また、その方法や結果は適切か。
- (2) 法人本部と各施設・事業所との意思疎通は、どのように行われているか。また、その方法や結果は適切か。
- (3) 施設・事業所の管理・監督体制は、適切であるか（「2 業務の管理・監督体制の確保について」を参考にすること。）